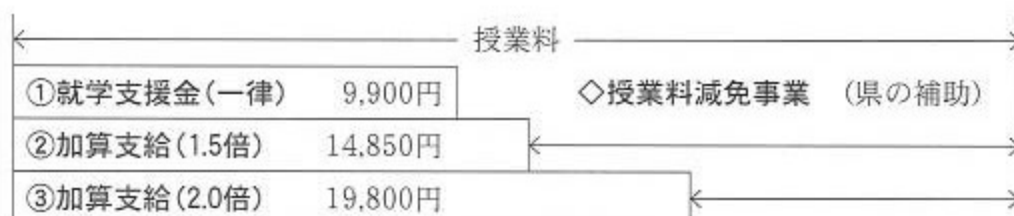


## 今治明德高等学校授業料の負担軽減について

今治明德高等学校（本校・分校）の授業料の負担軽減についてお知らせします。ちなみに、本校の授業料は20,000円で、矢田分校の授業料は22,000円です。

※以下、文中の番号は表の番号と一致します。



### ①就学支援金（一律）

平成22年度から、全生徒に対して9,900円を国が補助することになりました。その結果、基本的な授業料納入金額は、本校・分校で下記のようになります。

授業料納入額	本校	10,100円	・	分校	12,100円
--------	----	---------	---	----	---------

### ◇授業料減免事業

これは、加算支給を受けている生徒（上記②③の対象者）には、授業料との差額（保護者負担）を全額県が補助するものです。その結果、加算支給対象世帯の授業料納入金額は、下記のようになります。

### ②加算支給（1.5倍）＋ ◇授業料減免事業

さらに、市町村民税所得割額が18,900円に（イ）16歳未満の扶養親族の数×21,300円、（ロ）16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円の合計を加えた額未満の世帯は、14,850円が国の補助になります。また、県の授業料減免事業により保護者負担はなくなります。

授業料納入額	本校	0円	・	分校	0円
--------	----	----	---	----	----

### ③加算支給（2.0倍）＋ ◇授業料減免事業

また、市町村民税の所得割額が非課税の世帯は、19,800円が国の補助になります。また、県の授業料減免事業により保護者負担はなくなります。

授業料納入額	本校	0円	・	分校	0円
--------	----	----	---	----	----

## 国・愛媛県の就学支援制度

### 1. 高等学校等就学支援金制度

高等学校等就学支援金は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により授業料に充てるために私立学校等の生徒に支給される制度です。

\* 学校が、生徒本人に代わって受け取り、その授業料に充てるものです。

#### 就学支援金制度の内容

(1) 就学支援金の額（一律分）は、月額9,900円（年額118,800円）です。

(2) 保護者が以下の条件に該当する場合には、一定額が加算されます。

- ① 両親の市町村民税所得割額が18,900円に（イ）16歳未満の扶養親族の数×21,300円、（ロ）16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円の合計を加えた額未満の場合は、

月額4,950円（年額59,400円）が支給されます。

一律分と合算すれば、年額178,200円の支給となります。

- ② 両親の市町村民税所得割額の合計が非課税の場合、

月額9,900円（年額118,800円）が支給されます。

一律分と合算すれば、年額237,600円の支給となります。

### 2. 愛媛県私立高等学校授業料減免事業

#### 授業料減免事業の内容

(1) 補助対象者

生活保護世帯、市町村民税所得割額が非課税または18,900円に（イ）16歳未満の扶養親族の数×21,300円、（ロ）16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円の合計を加えた額未満の世帯および家計急変世帯

(2) 補助金額

本校：月額授業料（20,000円）と就学支援金による給付額との差額

分校：月額授業料（22,000円）と就学支援金による給付額との差額

## 奨学金制度

### 愛媛県奨学資金制度（貸与）

経済的理由により修学困難な生徒に対し、自宅通学の場合は月額5,000円から30,000円まで、自宅外通学の場合は月額5,000円から35,000円まで、無利息で貸与される制度です。